

一般社団法人日本港運協会
港湾荷役事業経営者協議会
議長 安原 優 殿

港湾荷役事業関係労働組合協議会
議長



賃金値上げ並びに労働条件改善に関する要求書

港湾荷役事業関係労働組合協議会は、港湾荷役事業経営者協議会に対し、2023年度における賃金値上げ並びに労働条件改善について下記のとおり実施するよう要求します。

記

1. 賃金について

(1) 基準内賃上げについて

- ① 現行産別制度賃金格差分の段階的是正措置及び物価高騰措置として、
基準内月額賃金30,000円の値上げを行うこと。
- ② 別途、産別要求である現行各産別制度賃金の10%引き上げ分について、
基準内月額賃金として値上げを行うこと。

(2) 定期昇給制度の実施について

定昇制度実施について、一年につき月額8,000円とすること。

(3) 実施日について

実施日は2023年(令和5年)4月分給与よりとすること。

(4) 一時金について

一時金の年間協定の実施と年間基準内賃金6ヶ月分を支給すること。

(5) 所定外労働割増率の統一化と大幅な引き上げ

所定外労働賃金割増率の統一化と引き上げについて次の内容に改定すること。

- | | |
|--------------------|------|
| ① 時間外労働割増率 | 60% |
| ② 深夜労働割増率 | 100% |
| ③ 土曜休日労働割増率 | 100% |
| ④ 土曜休日時間外(前夜)労働割増率 | 125% |

⑤ 土曜休日深夜労働割増率	150%
⑥ 休日労働割増率（日・祝）	200%
⑦ 休日時間外労働（日・祝前夜）割増率	225%
⑧ 休日労働深夜割増率（日・祝）	250%

2. 適正作業料金の收受について

適正な作業料金を收受できる環境整備を図ること。

3. 働き方に関する産別労働協約の完全履行について

(1) 5.9 協定の完全履行

5.9 協定について完全履行すること。

(2) 労働時間の徹底

- ① 産別労働協約で定められた作業時間の履行を徹底すること。
- ② 所謂とおし作業（午前4時00分～午前8時00分）は行わせないこと。
- ③ 深夜労働については一人につき月3回を限度とすること。

(3) 8-7-45の完全履行

8-7-45を完全履行すること。

4. 雇用・職域の確保拡大策の確立

- (1) 港湾労働の自動化（荷役機器遠隔操作等含む）には反対すること。
- (2) 港湾倉庫構内における労働者は全て常用港湾労働者とする。
- (3) 企業常用港湾労働者以外の雇用形態を直ちに廃止すること。
- (4) 港運専業・現業労働者によるコンテナターミナル運営策を確立すること。
- (5) 労使合意の無いコンテナターミナルの再編・集約等については禁止すること。

5. 定年延長について

逡減の無い65歳までの定年延長制度を確立すること。

6. 退職金の引き上げ

退職金について次の内容に改定すること。

勤続30年1500万円、勤続35年2200万円、勤続42年3000万円、勤続45年3500万円、勤続47年3800万円とすること。

7. 労働安全、衛生の確保と確立

- (1) 所謂強行荷役について、2013年4月3日付「協定書」第7項について順守すること。
- (2) 港湾労働者の生命と健康を守る立場から熱中症対策を含めた所謂天候災害対策について具体化し実施すること。
- (3) 新型コロナウイルスなどによる感染症への対応策を具体化し実施すること。

8. 以上の要求について統一回答を行うこと。

9. 産別中央港湾団交解決への促進策の実現

別途、2023年（令和5年）2月15日付、一般社団法人日本港運協会宛の全国港湾労働組合連合会・全日本港湾運輸労働組合同盟の要求について、港湾の基幹産業職種としての自覚と責任のうえにたって、統一した前進ある回答ができるよう最大限努力すること。

以上